

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に関する回答書

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】（社会福祉課）

社会保障施策も自治体が担うべき役割の一つとして認識し、担うべき範囲等全体的バランスを踏まえてすすめていく考えです。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】（社会福祉課）

現在ご指摘の条例の導入については、行う考えはありません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】（税務課）

滞納整理機構は滞納整理を専門に行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することで地方税の滞納額の縮減を図ろうとするもので、参加することの意義は非常に大きいと判断しています。また、機構、市ともに、地方税法15条の適用は的確に実施しております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】（人事課）

地震被害に対応できるなど、必要な住民サービスが提供できるよう職員を適正に配置していきます。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】（防災安全課）

本市防災計画につきましては、国・県の指針や計画の見直しに沿って、地域防災対策を含め、関係機関と協議した上で見直していきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】（防災安全課）

食糧・水などの備蓄については、国の示す被害想定に基づき必要数量を検討し整備していきます。また、市民に対して、各家庭における3日分の食糧・水の備蓄を周知していきます。

【回答】（学校教育課）

平成24年度に小学校4校、中学校3校の校舎耐震補強工事を行い、29校すべての耐震化を完了させていきます。

【回答】（都市計画課）

本市では昭和56年5月31日以前に着工された民間木造住宅を対象とした無料耐震診断を平成15年度から、民間木造住宅耐震改修費補助（工事費の1/2又は上限60万円）を平成16年度から実施し、市民の住宅の耐震化促進に努めております。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】（防災安全課）

避難所の考え方として、一時的に避難する場所であると考えており、現在の施設が備えているもの以上のバリアフリー化は考えておりません。また、施設管理者の考え方に従うこととしております。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者（児）、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者（児）のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】（防災安全課）

障害者の方が避難を必要とした場合、避難所として施設又は設備の使用することについて、現在市内5か所の社会福祉施設と「災害時に災害弱者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定」を締結し、安心して避難できる場所を確保しているところです。新たな避難場所の設定につきましては、施設規模や人員体制などを鑑みながら、受け入れ可能な事業者と協定締結をお願いしていきたくと考えております。

【回答】（高齢者福祉課）

現在、社会福祉法人が運営している4つの特別養護老人ホームと1つの知的障害者更生施設の計5施設と災害時における福祉避難所として協定書を締結しております。

今後は、施設規模が大きいデイサービスセンターの運営法人にも協力を依頼してまいりたいと考えております。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】（防災安全課）

災害に備えて、拠点となる病院の整備のほか、瀬戸旭医師会を通じて、近隣市町の協力と合わせて救助救出活動に努めていきます。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】（防災安全課）

自治会の地域力を通じて、防災マップの見直し及び作成を行い、避難経路の確保に努めます。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】（防災安全課）

防災教育は、地域内、学校内等において必要と考え、自治会を始め子どもやPTA、高齢者に対して、必要に応じ講話の実施等をしていきます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】（高齢者福祉課）

現在、国において、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい介護保険料負担段階を設定することができるよう検討がされております。

本市では、こうした検討結果を踏まえながら、今後、老人福祉計画・介護保険事業計画を策定する中で、適切な設定に努めてまいりたいと考えております。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】（高齢者福祉課）

減免につきましては、国から示された三原則（①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律免除、③一般財源の投入を行わない）の遵守を原則とし、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、今後も同様に考えております。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】（高齢者福祉課）

介護保険法において、利用料を減免できる要件が災害など省令で限定されており、本市の独自減免は困難なところでございます。

なお、低所得者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在行っており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】（高齢者福祉課）

介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援者や2次予防事業対象者の生活を地域全体で支える新たなサービスとして創設されるものであり、利用者にとってはサービスの選択肢が広がるものであります。ただし、現段階では、具体的な考え方が国から示されておりませんので、今後、情報収集をしながら、今年度策定する第5期老人福祉計画・介護保険事業計画の中で検討してまいりたいと考えております。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】（高齢者福祉課）

地域密着型サービスの基盤整備に民間の活力を取り入れることとした第4期介護保険事業計画を推進するため、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用して整備に努めております。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】（高齢者福祉課）

平成24年3月末までに策定する第5期瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画のなかで検討してまいりたいと考えております。なお、委託金額は、配置職種及び業務内容等に応じた適正な金額と考えております。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】（高齢者福祉課）

介護労働者の賃金等の処遇改善につきましては、平成21年4月から改定された介護報酬のほか、介護職員処遇改善交付金により改善が図られているものと考えております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について（高齢者福祉課）

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】（高齢者福祉課）

加齢に伴う心身機能の低下により、日常生活に支援が必要なひとり暮らしや高齢者世帯に生活支援型ホームヘルパーを週1回、90分を限度に派遣し、自立生活の維持及び要介護状態への進行防止を図っております。今後も本事業の継続に努めてまいりたいと考えております。また、民生委員児童委員及び7か所の地域包括支援センター職員による高齢者実態調査等をもととした見守り活動についても、引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】（高齢者福祉課）

瀬戸市福祉保健センターに開設しております老人福祉センターでは、バスの送迎付きで利用いただいております。高齢者の生きがいづくりの一助になっているものと考えております。

※障害者の施策は社会福祉課、地域巡回バスについては生活課が回答

【回答】（生活課）

現在8路線（コミュニティバス）が運行しており、名鉄バスが運行していない地域をカバーしております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】（高齢者福祉課）

宅老所につきましては、委託方式により3か所開設しておりますが、介護予防の観点から継続に努めてまいりたいと考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】（生活課）

市営住宅では、現在十軒家住宅（全50戸）に20戸のシルバーハウジング対応の住宅が整備されています。また、県営住宅では、105戸が整備されています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

【回答】（高齢者福祉課）

日曜日を除く週6日、昼食又は夕食のいずれか1食を配食しておりますが、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。

なお、ふれあい会食につきましては、社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会で実施されております。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】（高齢者福祉課）

介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障がい者、身体障がい者などと同程度の障がいのある方については、障がい者控除の対象となる認定書を交付しております。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】（高齢者福祉課）

要介護と認定された全ての方へ、要介護度が記載された被保険者証の送付封筒に案内書を同封しております。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

【回答】（国保年金課）

自己負担額の補助については、県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】（国保年金課）

負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えております。短期被保険者証の発行につきましては、愛知県後期広域連合が定めた要綱に従い対応して参りたいと考えております。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】（国保年金課）

平成24年1月1日から助成対象を中学校3年生まで拡大した子ども医療費助成が開始されるところです。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】（健康課）

平成21年度から妊婦健診の助成回数を14回に拡大したところです。今後の助成拡大につきましては、国の動向や他市の状況等を勘案し、検討していきたいと考えています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】学校教育課

瀬戸市では現在、就学援助対象基準は、生活保護基準額の1.25倍以下の世帯としておりますが、近隣市町と比較しても低い基準ではないと認識しており、引き上げる考えはありません。

また、瀬戸市では、申請は各学校と教育委員会双方で受け付けしております。

なお、民生委員の証明は必要としていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】学校教育課

現在は、考えていません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

★【回答】（国保年金課）

国民健康保険の運営単位の広域化に反対する考えはありません。

★②保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。

★【回答】（国保年金課）

一般会計からの法定外繰り入れについては、今後とも、一般会計、国保特会相互の財政状況を見ながら、また、社会保険制度の中での受益と負担の関係を踏まえて、適切に判断していくものと考えます。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】（国保年金課）

現状を変更する予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】（国保年金課）

現状を変更する予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】（国保年金課）

現状を変更する予定はありません。

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】（国保年金課）

高校生世代以下の子供に対する被保険者証交付については、改正された平成21年12月通知に基づき行なっているところです。これ以外については、負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】（国保年金課）

適切に対応していきたいと考えております。

ウ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】（国保年金課）

保険料を支払う意思があって分納している世帯については、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を交付していきたいと考えております。完納の目途が立った時点で通常証を交付させていただいております。

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】（国保年金課）

保険料滞納者の生活実態把握については従来から努力しており、また、滞納処分についても、適切に対応しているところです。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】（国保年金課）

現状を変更する予定はありません。

5. 障がい者（児）施策の充実について（社会福祉課）

★①障がい者（児）の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】（社会福祉課）

負担が重くなりすぎないように、所得に応じて上限が決められていることから無料の考えはありません。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】イ、ウ、エ（社会福祉課）

地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと断っておりますので、独自に軽減策は考えておりません。

② 実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】（社会福祉課）

障害者福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態を総合的に判断するため、障害者程度区分認定マニュアルにより調査を行い、区分認定審査会に諮っていることから、制度の見直し及び撤廃は考えておりません。

③ 第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、

選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】（社会福祉課）

第3期障害者福祉計画の策定にあたっては、障害者本人・家族にアンケート調査を行っております。

サービス利用については、広域的に利用できるよう事業者の情報提供を行ってまいります。

④ 国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】（社会福祉課）

現在は設置の予定はありません。

⑤ 障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】（社会福祉課）

現在は制定の予定はありません。

6. 健診事業について

★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】（健康課）

特定健診、女性特有のがん検診と今年度から働く世代の大腸がん検診を年1回無料で実施していますが、健(検)診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。ちなみに、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除をしております。歯周病予防健診は、20歳以上の方を対象とし、毎月2回集団方式で実施しているほか、30歳から70歳の方のうち5歳ごとを対象とした歯科節目健康診査を実施しています。また、今年度から20歳の歯科健診を新規事業として実施します。健(検)診については、医師会・歯科医師会との話し合いの中で、個別方式を主に実施していますが、これを変更する考えはありません。

② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】（健康課）

国保加入者の30歳から39歳の方を対象とした生活習慣病予防健診を実施しているほか、国保加入者以外の30歳から39歳の女性を対象とした「女性の健康診査」を実施しています。応分の負担は、やむを得ないものと考えております。

7. 予防接種について

★① ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】（健康課）

平成23年2月から上記3ワクチンの全額公費負担での実施をしています。

② 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種

に助成制度を設けてください。

【回答】（健康課）

国の動向等を勘案し、検討していきたいと考えています。

8. 生活保護について

①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】（社会福祉課）

法に従い行っております。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】（社会福祉課）

法に従い行っております。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】（社会福祉課）

基準に従い配置しております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

【回答】（国保年金課）

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【回答】（国保年金課）

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】（国保年金課）

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

【回答】（高齢者福祉課）

国庫負担（調整交付金）の増額につきましては、これまで全国市長会を通じて要望してまいりましたが、今後も機会あるごとに全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。また、介護労働者の処遇改善につきましては、平成21年度からの介護報酬の改定及び介護職員処遇改善交付金により改善が図られているものと考えております。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】（健康課）

妊産婦検診の補助金を拡充し、恒久措置とすることについては、市長会等を通じての要望を検討してまいります。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

【回答】（税務課）

税制改正については、政府が国の財政状況等を総合的に判断して行うものですので、消費税増税反対を国へ要望する考えはありません。

⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】（国保年金課）

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【回答】（社会福祉課）

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

【回答】（健康課）

市長会等を通じての要望を検討してまいります。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】（国保年金課）

①～⑥意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】（社会福祉課）

定められた基準を遵守するため、要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【回答】（国保年金課）

意見書・要望書の提出を行う考えはありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

【回答】（国保年金課）

- ①～④意見書・要望書の提出を行う考えはありません。